

NISA口座（非課税口座）を開設いただいているお客様へ

平成30年以後もNISA口座を継続利用される場合、お手続きが必要な場合がございます。
以下のフローチャートをご確認ください。

平成30年以後も当金庫に開設されているNISA口座を利用して新規投資等をお考えのお客様で、まだマイナンバーをお届出いただけていない場合は、継続利用のお手続きを不要にするため、ぜひ平成29年9月11日までにマイナンバーをお届出ください。

9月11日までにマイナンバーをお届出いただけない場合、平成30年以後も継続してNISA口座をご利用されるには、再度、書類手続きが必要となります。

右記のとおり、平成29年12月31日でNISA口座の第1期目の勘定設定期間が終了するため、平成30年1月1日からの第2期目の勘定設定期間も継続してNISA口座を利用して新規投資等される場合は、原則としてお手続きが必要となります。

勘定設定期間

第1期目

平成26年1月1日～平成29年12月31日

第2期目

平成30年1月1日～平成35年12月31日

当金庫にマイナンバー（個人番号）をお届出済みですか？

はい

特段のお手続きは不要です。

平成28年度税制改正により、平成30年以後もNISA口座を継続して利用する場合の書類手続きが不要となりました。

いいえ

平成29年9月11日までに当金庫にマイナンバーをお届出ください。

平成29年9月11日までにマイナンバーをお届出いただけなかった場合、継続利用されるには、平成29年10月2日以降、マイナンバーのお届出とともに「非課税適用確認書の交付申請書」のご提出が必要となります（事務手続きに時間を要するため、上記期限までにお願います）。

なお、既にマイナンバーをお届出済みで、平成30年以後、当金庫でNISA口座の継続利用をご希望されない場合は、別途お手続きが必要となりますので、平成29年9月20日までにお取引店までご連絡のうえ、お手続きをお願いいたします。

Q1. 平成30年以後のNISA口座利用に必要な手続きは、平成29年9月11日までにマイナンバーを届出するだけでいいのですか？

A. はい、その通りです。

従来は

第2期目の勘定設定期間である平成30年以後もNISA口座を継続してご利用いただく場合、「非課税適用確認書の交付申請書」をご提出していただく必要がありました。

現在は

平成28年度税制改正により、平成29年10月1日時点において、当金庫に平成29年分の非課税管理勘定が設定されており、同日時点でマイナンバーをお届出いただいているお客様については、「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなされる「みなし提出」が適用されることとなり特段のお手続きが不要となりました。

Q2. マイナンバーの届出をしないとどうなるのですか？

A. 平成29年9月11日までにマイナンバーをお届出いただけない場合は、Q1. の「みなし提出」が適用されないため、平成30年以後もNISA口座を継続利用される場合は、平成29年10月2日以降にマイナンバーのお届出とともに「非課税適用確認書の交付申請書」のご提出が必要となります。

マイナンバーのご提出タイミングでお手続きが異なります

- ・平成29年9月11日までにマイナンバーをお届出
⇒「みなし提出」が適用（特段のお手続きなし）
- ・平成29年10月2日以降にマイナンバーをお届出
⇒「非課税適用確認書の交付申請書」のご提出が必要

ご注意ください

上記のいずれのお手続きもいただけなかった場合、平成30年以後の非課税管理勘定が設定されずNISA口座での新規投資等ができなくなります。

- ※ NISA口座にて「定時定額購入取引」や「分配金再投資」をご利用中のお客様は、自動的に課税口座（特定口座・一般口座）でのご購入となります。
- ※ 平成29年12月31日までにNISA口座で購入し、口座に受け入れられたものについては、購入した年の1月1日から5年間は非課税制度の適用を継続して受けることができます。よって、平成30年以後の継続利用の手続きをされなかった場合も、非課税期間内であれば、非課税での換金は可能です。

ご注意ください

平成30年以後のNISA口座の継続利用の有無に関わらず、NISA口座を開設されているお客様でまだマイナンバーをお届出いただけていない場合は、平成30年末までにマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

お問い合わせ先

資金運用部 06-6201-3511

商号等 : 大阪シティ信用金庫
登録金融機関 近畿財務局長(登金)第47号
加入協会 : 日本証券業協会